

平成26年度 第5回 久留米市地域公共交通会議 議案等

《協 議》

協議第13号 久留米市地域公共交通会議財務要領の一部改定
について ----- P 1

協議第14号 久留米市地域公共交通網形成計画（素案）及び
久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）の
策定について ----- P 5

《報 告》

報告第12号 生活支援交通「よりみちバス」の導入検討状況
について ----- P14

協議第13号

久留米市地域公共交通会議財務要領の一部改正について

久留米市地域公共交通会議財務要領の一部改正について、別紙のとおり承認を
求める。

平成27年 3月23日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議財務要領新旧対照表

改正案	現行要領（H26.10.10 策定）	備考（変更点）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成26年6月24日改正）第16条の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成26年6月24日改正）第16条の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(予算)</p> <p>第2条 交通会議の予算は、久留米市からの負担金、国からの補助金、他の団体等からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に要する経費をもって歳出とする。</p> <p>2 交通会議の事務局長（「以下「事務局長」という。」は、毎会計年度の予算を調整し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。 ただし、歳入の見込みが確定できず、予算が調整できない場合はこの限りでない。</p> <p>3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p> <p>4 事務局長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを久留米市長に送付しなければならない。</p>	<p>(予算)</p> <p>第2条 交通会議の予算は、久留米市からの負担金、国からの補助金、他の団体等からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に要する経費をもって歳出とする。</p> <p>2 交通会議の事務局長（「以下「事務局長」という。」は、毎会計年度の予算を調整し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。</p> <p>3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p> <p>4 事務局長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを久留米市長に送付しなければならない。</p>	<p>○市議会による久留米市予算の承認や国庫補助額の内示等の時期によっては、歳入見込み額が前会計年度内に確定できない可能性があるため、会計年度開始以降でも交通会議に諮れるように変更する。</p>
<p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。ただし、事務処理等に伴う軽微な変更の場合は決算時の承認で足りるものとする。</p> <p>2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。</p>	<p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。ただし、事務処理等に伴う軽微な変更の場合は決算時の承認で足りるものとする。</p> <p>2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。</p>	

改正案	現行要領（H26.10.10 策定）	備考（変更点）
<p>(予算区分)</p> <p>第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。</p>	<p>(予算区分)</p> <p>第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。</p>	
<p>(予算の流用及び予備費の充用)</p> <p>第5条 事務局長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議において報告するものとする。</p>	<p>(予算の流用及び予備費の充用)</p> <p>第5条 事務局長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議において報告するものとする。</p>	
<p>(出納及び現金等の保管)</p> <p>第6条 交通会議の出納は事務局長が行う。</p> <p>2 事務局長は、久留米市地域公共交通会議事務局設置要領第3条第3項に規定する事務局員のうちから交通会議の出納員を命ずることができる。</p> <p>3 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。</p> <p>4 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。</p>	<p>(出納及び現金等の保管)</p> <p>第6条 交通会議の出納は事務局長が行う。</p> <p>2 事務局長は、久留米市地域公共交通会議事務局設置要領第3条第3項に規定する事務局員のうちから交通会議の出納員を命ずることができる。</p> <p>3 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。</p> <p>4 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。</p>	
<p>(収入及び支出の手続き)</p> <p>第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、久留米市の例により行うものとする。</p> <p>2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 予算整理簿</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊</p>	<p>(収入及び支出の手続き)</p> <p>第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、久留米市の例により行うものとする。</p> <p>2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 予算整理簿</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊</p>	

改正案	現行要領（H26.10.10 策定）	備考（変更点）
<p>（決算等）</p> <p>第8条 事務局長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。</p> <p>2 事務局長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに久留米市長に送付しなければならない。</p>	<p>（決算等）</p> <p>第8条 事務局長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。</p> <p>2 事務局長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに久留米市長に送付しなければならない。</p>	
<p>（その他）</p> <p>第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。</p>	<p>（その他）</p> <p>第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。</p>	

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利息	1 預金利息
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
	2 事業費補助	1 事業費補助
3 予備費	1 予備費	1 予備費

協議第14号

**久留米市地域公共交通網形成計画（素案）及び
久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）の策定について**

久留米市地域公共交通網形成計画（素案）及び久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）の策定について、別紙のとおり承認を求める。

平成27年 3月23日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

1. 久留米市地域公共交通網形成計画（素案）

構成	概要	備考（記載内容）
1. 計画の概要	1) 計画の位置付け 久留米市都市交通マスタープラン（以下、「交通 MP」と略記）の基本的な方針、方向性に基づく実施計画 2) 計画の区域、計画期間 区域：久留米市全域、期間：5 ヶ年	
2. 久留米市の概況	地勢、人口、交通網、人の動きを記載	記載内容は、交通 MP に準じ、時点修正を行う
3. 地域が目指す将来像と地域公共交通の役割	1) 地域が目指す将来像 目標① ：安全安心な暮らしを支えるコンパクトな都市づくり 目標② ：地域特性を活かした土地利用による魅力あふれる都市づくり 目標③ ：水と緑に恵まれた環境と共生する都市づくり 目標④ ：人、物、情報が行き交う活力ある都市づくり 2) 地域公共交通の役割・目標像 目標像 1 ：久留米市の強みを活かし、活力を育む地域公共交通体系 <ul style="list-style-type: none"> ○ まちなかに便利で快適な地域公共交通のあるまち ○ 市域内外の連携・交流を高める地域公共交通のあるまち ○ 豊かな地域資源を活かす地域公共交通のあるまち 目標像 2 ：誰もが安全・快適で、安心して暮らせる地域公共交通体系 <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・快適に移動できる地域公共交通のあるまち ○ 安心して暮らせる地域公共交通のあるまち 	1) 記載内容は久留米市都市計画マスタープランの都市づくりの目標に同じ 2) 記載内容は交通 MP の都市交通の目標像に同じ

構成	概要	備考（記載内容）
<p>4. 地域公共交通の現状・課題</p>	<p>1) 市内外の連携・交流を支える公共交通の利用が低迷</p> <p>2) 鉄道とバス・一般車・自転車などとの交通結節機能が不十分</p> <p>3) 中心拠点内に駅・バス停から離れている地域・生活利便施設が存在</p> <p>4) 公共交通によるアクセスが困難な観光地が存在</p> <p>5) 公共交通空白地域等が広範囲に亘り存在</p> <p>6) 自動車を利用できない高齢者は外出が少ない傾向</p> <p>7) 高齢者の運転による交通事故の増加が懸念</p> <p>8) 移動制約者等の外出行動を支えるバリアフリー化が不十分</p> <p>9) 短距離の自動車利用が多く、温室効果ガス排出量増加が懸念</p> <p>10) 路線バス利用者減少に伴う減便・廃止等が懸念</p>	<p>交通 MP に記載した生活の場面からみた交通の現状と課題を基に、新たな調査結果等を踏まえて時点修正を行う</p>
<p>5. 地域公共交通に関する基本的な方針</p>	<p>1) 目標像1に対する基本方針</p> <p>基本方針1：市域内外の連携を支える地域公共交通網を形成</p> <p>基本方針2：魅力と賑わいの溢れる中心拠点づくりを支援する地域公共交通環境を形成</p> <p>基本方針3：地域資源を活かした観光振興を支援する地域公共交通環境を形成</p> <p>2) 目標像2に対する基本方針</p> <p>基本方針4：多様なニーズに見合った生活交通を充実</p> <p>基本方針5：誰にとっても安全な地域公共交通環境を整備</p> <p>基本方針6：環境負荷の少ない移動手段である公共交通への転換の促進</p> <p>基本方針7：公共交通利用者の維持・拡大</p>	<p>1) 2)</p> <p>交通 MP の基本方針と施策の方向性で示した基本方針を記載</p>

構成	概要	備考（記載内容）
	<p>3) 取り組み姿勢 市民等、交通事業者、行政のみなんで地域公共交通施策を進める</p>	<p>3) 交通 MP の市民等・交通事業者・行政の協働の視点を基に取り組み姿勢を記載</p>
<p>6. 地域公共交通網形成計画の目標</p>	<p>1) 目標と数値指標 目標1：公共交通に対する市民の満足度向上 指標1：市民の公共交通に対する満足度 目標2：市内外の交流の活発化 指標2：人口に対する市内主要鉄道駅の乗降客数 目標3：中心拠点への外出機会増加と回遊促進 指標3：中心拠点内の乗降客数割合 目標4：地域資源を活かした観光振興を支える交通環境の整備 指標4：久留米市の年間観光入込客数 目標5：より多くの市民等への公共交通サービスの提供 指標5：公共交通空白地域の面積 目標6：公共交通を誰もが利用しやすい環境の整備 指標6：主要駅のバリアフリー化率 目標7：人の移動に係る環境負荷の低減 指標7：久留米市内の運輸部門における温室効果ガス排出量 目標8：地域公共交通の持続可能性の向上 指標8：地域公共交通利用率</p> <p>2) 数値指標の現況地と目標値 現況や過去の数値指標の推移等を基に数値指標の目標値を設定</p> <p>3) 計画達成状況の評価 毎年・中間時、計画期間満了時に達成状況を評価し計画を着実に推進</p>	<p>1) 形成計画に基づく施策の実施により、基本方針、目標像が達成できているかを評価するために目標と数値指標を設定。 評価は毎年実施するため、<u>毎年公表される数値</u>を用いて指標を設定</p>

構成	概要	備考（記載内容）
<p>7. <u>目標を達成するために行う事業</u> 1) 効果的・効率的な公共交通ネットワークの構築に向けて</p>	<p>効果的・効率的な公共交通ネットワークの構築に向けて、それぞれの公共交通が担う役割に配慮してするとともに、各交通機関が相互に連携できる事業を実施する。</p> <p>①持続可能な公共交通網構築のための輸送の見直し ②利用が低迷する路線バス運行エリアにおける移動手段の維持 ③公共交通空白地域等への生活支援交通（よりみちバス等）の導入 ④JR久大本線への新駅の設置 ⑤中心拠点における公共交通のあり方の調査・研究 ⑥中心拠点周辺の市街地部における公共交通のあり方の調査・研究 ⑦市街地フリー乗車券等の導入の検討 ⑧主要駅の駅前広場等の整備 ⑨パーク＆ライド駐車場の確保 ⑩鉄道駅・バス停でのサイクル＆ライド駐輪場の確保 ⑪公共交通相互を円滑に乗り継ぎできる拠点の整備 ⑫公共交通を一体的に利用可能な運賃施策の検討</p>	<p>①需要に応じた効率的な運行への見直し ②赤字補助路線の利用促進、見直し ③地域生活拠点とその周辺部へのよりみちバス等の導入 ⑤既存輸送力の有効活用等の検討 ⑥既存交通網で対応できていない需要への対応 ⑦～⑫公共交通の乗り継ぎ抵抗感の低減や利便性向上のための施策</p>
<p>7. <u>目標を達成するために行う事業</u> 2) 地域公共交通の利用環境改善に向けて</p>	<p>①主要駅等へのユニバーサルデザインの導入 ②低床バス（バリアフリー対応車両）の普及促進 ③高齢者の公共交通利用に対する支援 ④幹線バス路線の主要バス停の環境改善 ⑤生活利便施設等から利用しやすい停留所の設置 ⑥交通拠点等での分かりやすい情報案内・誘導の実施 ⑦バスの運行状況に関する情報提要の充実 ⑧交通ICカード利用可能エリアの拡大</p>	<p>①、②駅舎や車両のバリアフリー化 ③免許返納者への支援等 ④、⑤利用しやすいバス停の整備 ⑥、⑦分かりやすい情報の提供 ⑧JR久大本線のICカード化の延伸</p>

構成	概要	備考（記載内容）
<p>7. <u>目標を達成するために行う事業</u> 3) 地域との協働による取り組みの推進に向けて</p>	<p>①モビリティ・マネジメント、ノーマイカーデー等の実施 ②公共交通に関する分かりやすい情報提供の実施 ③地域の公共交通に対する愛着の醸成 ④主要施設等との連携による公共交通利用のきっかけづくり ⑤企画乗車券等の新設 ⑥観光施策との連携による公共交通に関する情報提供の充実 ⑦地域からの要望や移動需要の変化に対応する仕組みづくり ⑧地域や企業との協働による運賃以外の収入確保の検討</p>	<p>①、②自動車から公共交通への利用転換の促進 ③、④公共交通の体験等による利用促進 ⑤、⑥公共交通の観光利用の促進 ⑦課題解決に向けた地域との協働 ⑧地域の取り組みによる公共交通の維持</p>
<p>7. <u>目標を達成するために行う事業</u> ■事業の実施期間・実施主体</p>	<p>それぞれの事業の実施時期とその役割分担（実施主体）を記載</p>	<p>事業の実施期間や役割については、目標の達成状況や事業の詳細な内容を踏まえた上で協議を行う</p>
<p>8. <u>持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項</u></p>	<p>1) 都市計画等との連携 ○立地適正化計画の策定進捗にあわせて、一体的な取り組みを推進 ※立地適正化計画：都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地誘導による「コンパクトなまちづくり」を進めるための計画 ○自転車関連施策との連携、回遊性向上 2) 観光施策との連携 観光客の移動に公共交通を積極的に活用 3) その他 福祉分野、教育分野、環境分野との連携</p>	<p>地域公共交通に関する取り組みと都市計画等の他施策との連携を図りながら地域が目指す将来像の実現を目指すことを記載</p>

構成	概要	備考（記載内容）
<p>9. 地域公共交通 再編事業に関する事項</p>	<p>1) 再編の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来都市構造を公共交通から支えるため、まちづくりとの連携の必要性が増大している ○公共交通の利用者の減少を抑えるとともに効率的な運行を行い持続可能な路線網を形成する必要がある ○公共交通空白地域で生活する移動制約者の移動手段を確保する必要がある <p>2) 再編方針</p> <p>方針1：将来都市構造を支える公共交通体系の構築に向けた再編</p> <p>方針2：より多くの市民の生活等を支える公共交通体系の構築に向けた再編</p> <p>方針3：利用需要とサービス水準のバランス改善に向けた再編（利用促進と運行効率化）</p>	<p>1)</p> <p>市の抱える課題を整理し、これらに対応するため、様々な事業を組み合わせて再編事業を検討することを記載</p> <p>2)</p> <p>再編事業を行うための方針を定め、再編に向けた取り組みを一体的に取り組むことを記載</p>

2. 久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）

構成	概要	備考（記載内容）
1. 地域公共交通再編の概要	1) 事業の区域 久留米市全域 2) 実施予定期間 5 ヶ年	事業の区域については、実施事業別に別途設定
2. 地域公共交通の再編に向けた基本的な考え方	1) 再編の必要性 ○将来都市構造を公共交通から支えるため、まちづくりとの連携の必要性が増大している ○公共交通の利用者の減少を抑えるとともに効率的な運行を行い持続可能な路線網を形成する必要がある ○公共交通空白地域で生活する移動制約者の移動手段を確保する必要がある 2) 再編方針 方針1 ：将来都市構造を支える公共交通体系の構築に向けた再編 方針2 ：より多くの市民の生活等を支える公共交通体系の構築に向けた再編 方針3 ：利用需要とサービス水準のバランス改善に向けた再編（利用促進と運行効率化） 3) 再編に向けた取り組みの方向性 ①都市機能や居住を維持する地域における幹線公共交通の維持 ②郊外部など移動需要が少ない地域における公共交通の維持 ③公共交通サービスを楽しむづらい地域における公共交通の確保 ④公共交通相互の連携強化	1) 市の抱える課題を整理し、これらに対応するため、様々な事業を組み合わせて再編事業を検討することを記載 2) 再編事業を行うための方針を定め、再編に向けた取り組みを一体的に取り組むことを記載 3) 4つの方向性に基づいた取り組みを一体的に推進することで総合的な再編を推進することを記載

構成	概要	備考（記載内容）
3. 地域公共交通 再編事業の 内容等	<p>○実施する再編事業</p> <p>高齢化の進展に伴い増加することが予測される移動制約者に対し、公共交通の利用が不便な地域の買物や通院等の日常の移動手段を確保することが重要と考え、生活支援交通（よりみちバス）を北野地域、城島地域に導入する。</p>	<p>今後実施する再編事業については、関係する交通事業者と検討、調整を続け、同意が得られたものを適宜追加</p>
4. 必要な資金の 額及びその調 達方法	<p>○必要な資金の額及び調達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行は交通事業者へ委託し、事業者は国庫補助（地域公共交通確保維持事業）を活用する。 ・久留米市は、運行経費から運賃収入、国庫補助額を差し引いた額を支払う。 	
5. 目標と期待さ れる効果	<p>○目 標</p> <p>（視点）・導入目的を果たしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な運行となっているか <p>（指標）・1便あたりの平均利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用満足度、収支率 など <p>○効 果</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共交通ネットワークの確保 ② 移動制約者の日々の移動手段を確保 ③ 外出機会の創出と地域コミュニティの活性化 	<p>形成計画で設定している目標とともに、事業別の目標値の設定を行う</p>
6. 再編事業に関 連して実施す る事業	<p>○中心拠点への移動などは、よりみちバスと既存公共交通との乗り継ぎが必要となるため、乗り継ぎ利便性を向上させる施策（運賃施策や上屋の整備等）を検討</p> <p>○沿線居住者への情報提供やイベント実施による意識啓発を行う「モビリティ・マネジメント」を実施</p>	
7. 関係する施策 との連携に関 する事業	<p>地域公共交通に関する取り組みだけでは地域が目指す将来像の実現は難しいことから、都市計画や観光施策などと密接に連携を図りながら取り組みを進めていく</p>	

報告第12号

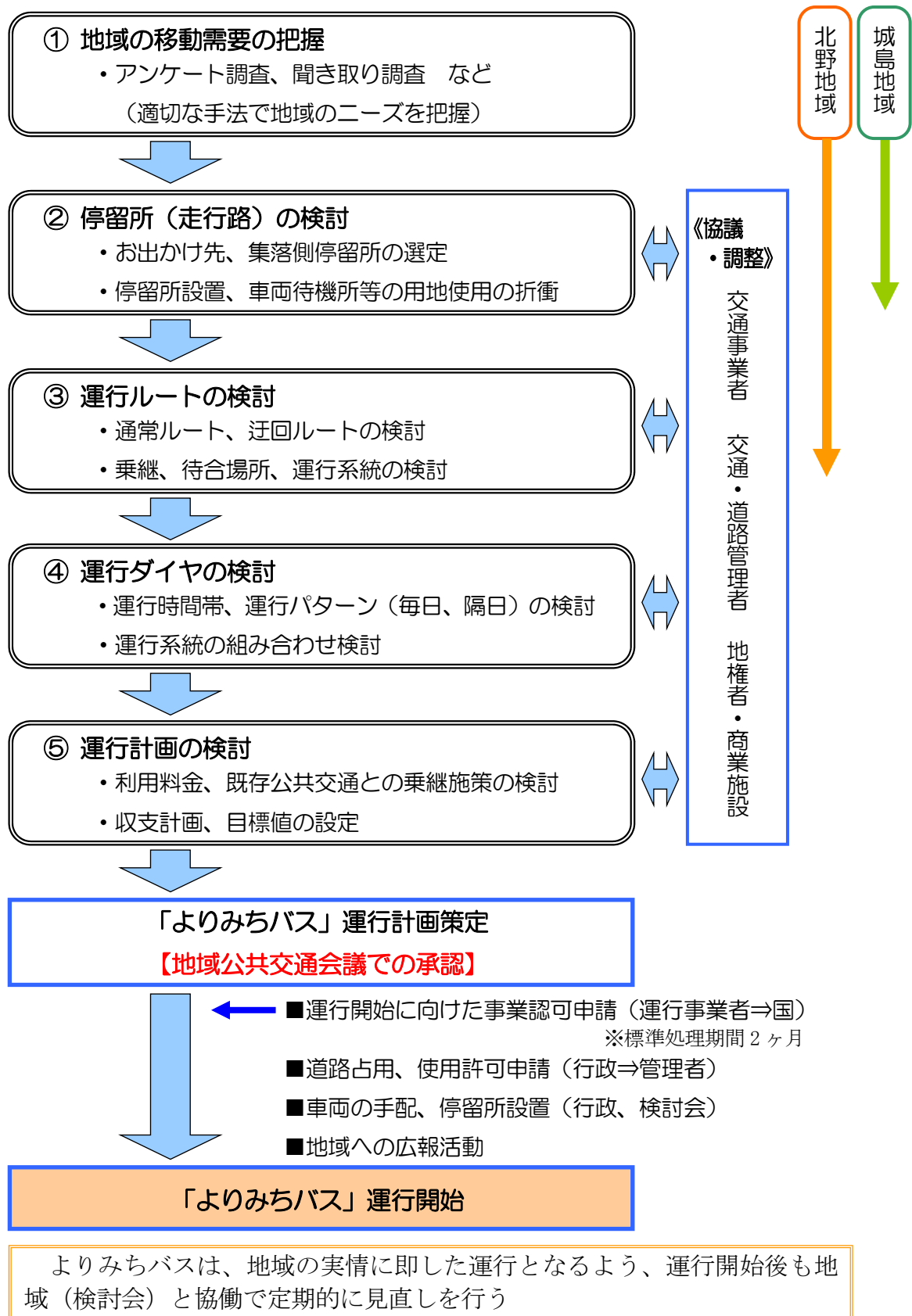
生活支援交通「よりみちバス」の導入検討状況について

生活支援交通「よりみちバス」の導入検討状況について、別紙のとおり報告する。

平成27年 3月23日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

2. 導入までの流れ



①城島地域の取り組み（地域の検討組織：城島地域生活交通検討会）

取組み	内 容
H26.9.9 第1回検討会	委員の紹介や検討会の規約の策定、座長の選任等を行うとともに、「よりみちバス」や地域の公共交通に関する説明を行う。
H26.10.15～31 アンケート実施	地域住民の移動実態に関するアンケートを行う。 ・全世帯(約 3,900 戸)配布、回収 597 枚(回収率 15%)
H26.10.27 第2回検討会	これまで城島地域で実施した生活支援交通についての利用状況、課題等について説明
H26.12.18 第3回検討会	アンケート集計結果の報告を行うとともに、停留所設置や運行ルート設定に関する基本事項の説明を行う。
《現 在》	各校区からの停留所希望箇所を基に、概略の停留所位置や走行路の検討を校区と進める。
H27.4(予定)	試走による現地確認や交通管理者の意見を踏まえ、停留所、走行路及び運行ルート(運行系統)の素案の作成を行う。

②北野地域の取り組み（地域の検討組織：北野地域生活交通検討会）

取組み	内 容
H26.8.8 第1回検討会	委員の紹介や検討会の規約の策定、座長の選任等を行うとともに、「よりみちバス」や地域の公共交通に関する説明を行う。
H26.9.1～12 アンケート実施	地域住民の移動実態に関するアンケートを行う。 ・全世帯(約 5,300 戸)配布、回収 1,403 枚(回収率 27%)
H26.10.3 第2回検討会	アンケート集計結果の報告(途中報告)を行うとともに、停留所設置や運行ルート設定に関する基本事項の説明を行う。
H26.10.29 第3回検討会	アンケート集計結果の報告を行い、停留所設置位置の協議を行う。
H26.11.21 第4回検討会	アンケート集計結果等を基に地域で停留所設置場所や走行路を検討した結果から、停留所、走行路の素案を作成する。
H26.12.25 第5回検討会	よりみちバス早期運行開始に向けて検討スケジュールについて協議を行う。
H27.1 中旬	ワンボックス車両を用いた試走等を実施し、停留所の設置場所を検討するとともに、停留所設置等に関する折衝を行う。
《現 在》	交通管理者からの意見等を踏まえた停留所位置、走行路の見直しや運行ルート(運行系統)の検討を校区と進める。
H27.4(予定) 第6回検討会	停留所(走行路)の案を検討するとともに、運行ルート(運行系統)の素案を協議する。